○帯広市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、帯広市が行う助成について定めるものとする。

（対象者）

第２条　助成の対象者は、現に帯広市に居住する者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者又はこれに準ずる者その他成年後見等開始審判申立（以下「審判申立」という。）に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づき、市長が審判申立をする者

(2)　民法の規定に基づき、本人、配偶者又は親族等が審判申立をする者

２　前項の規定にかかわらず、第５条の規定による申請を行う前に本人が死亡した場合又は報酬付与審判が本人の死亡後に行われた場合は、本人の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を助成の対象者とする。

（対象費用）

第３条　助成対象費用は、次のとおりとする。

(1)　前条第１号に掲げる者の場合　審判申立に要する費用及び親族でない第三者である成年後見人等の報酬の全部又は一部（以下「審判申立費用等」という。）

(2)　前条第２号に掲げる者の場合　親族でない第三者である成年後見人等の報酬の全部又は一部

２　成年後見人等の報酬の助成金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

（審判申立費用等の助成）

第４条　市長は、第２条に規定する対象者（以下「本人」という。）の資産等の状況を調査して、審判申立費用等の助成を行うものとする。

（助成の申請）

第５条　第３条に規定する成年後見人等の報酬の助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、成年後見人等に対する報酬付与の審判の決定後、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第１号）に、関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第６条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金（交付・却下）決定通知書（様式第２号）により助成申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第７条　前条の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第３号）により、市長に請求しなければならない。

（成年後見人等の報告義務）

第８条　助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産等の状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止等）

第９条　市長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により、助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減する。

（助成金の返還）

第10条　市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、既に助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成18年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年２月10日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

令和　　年　　月　　日

　　帯広市長　米沢　則寿　様

助成を受けようとする者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

　帯広市成年後見制度利用支援事業実施要綱第３条に規定する成年後見人等の報酬の助成を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、審査の際、要支援者の収入の状況等必要な情報を関係機関において調査確認することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 成年後見人等 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 後見人の内容(○で囲む) | 成年後見　　　　保佐　　　　補助 |
| 交付申請額 | 後見人等報酬　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 生活保護受給の有無等 | □　有　　（　　　　年　　月　　日～）□　無　　　□　預金通帳の写し　　□　年金払込通知書の写し　　　　　　□　他の収入（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 添付書類 | ①後見等の開始の事実が確認できる書類②要支援者の心身及び生活の状態並びに財産の状況等を記載した書類③報酬付与の審判書の写し等交付申請額の算出書類④その他() |

様式第２号(第６条関係)

　　帯　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

帯広市長　米沢　則寿

成年後見制度利用支援事業助成金(交付・却下)決定通知書

　　年　　月　　日付で申請のあった標記の助成金については、下記のとおり(交付・却下）することに決定したので通知します。

記

1　交付決定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 成年後見人等 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 後見人の内容(○で囲む) | 成年後見　　　　保佐　　　　補助 |
| 交付決定額 | 成年後見人等報酬　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

２　却下理由

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 | 　 |

様式第３号(第７条関係)

　　年　　月　　日

　　帯広市長　米沢　則寿　様

助成を受けようとする者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

　　　年　　月　　日付帯　　第　　号で決定のあった成年後見制度利用支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

一金　　　　　　　　　　　　円也

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 | 　 | 銀行信用金庫協同組合 | 　 | 本店支店出張所 |
| 預金の種別 | 普通・当座 |
| 口座番号 | 　 |
| フリガナ口座名義人 | 　 |